



発行 新潟県
号外 2
 令和3年11月30日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

55 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

病院局管理規程

9 新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

10 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

11 新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

規 則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第55号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 <u>令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の0.7」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～9 （略）</p>

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条第3項若しくは第4項に規定する職員又は同条の規定の適用を受ける職員以外の職員に対して令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、同項第3号中「100分の3」とあるのは「100分の0.7」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p>

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の0.7」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第11号

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条第3項若しくは第4項に規定する職員又は同条の規定の適用を受ける職員以外の職員に対して令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、同項第3号中「100分の3」とあるのは「100分の0.7」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p>

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。